

## 定期性預金：スーパー定期積金

ご利用いただける方	法人および個人の方
お預入れ期間	6ヶ月以上5年以内の期間で1ヶ月単位で指定が可能です。
お預入れ金額／単位	毎月1千円以上／1千円 毎月定期的に一定の掛金を払い込みいただきます。
適用金利	固定金利(契約時の店頭表示の利率「約定年利回り」を満期日まで適用します。)
利払方法	給付補てん金は、満期日以後に一括してお支払いします。
利息計算方法	給付補てん金は、付利単位を1円とし、契約期間における掛金残高積数に約定年利回りを乗じて計算します。
払戻方法	満期日以後に一括して払戻します。 ただし、総合口座の担保となっている場合、総合口座普通預金へ入金します。
税金	<b>【個人のお客さま】</b> 分離課税20%(国税15%、地方税5%)となります。 (2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる給付補てん金には「復興特別所得税」が追加課税されるため20.315%(国税15.315%、地方税5%)となります。) <b>【法人のお客さま】</b> 総合課税となります。(2016年1月1日から法人のお客さまに係る利子割(お受取利息から特別徴収する地方税5%)が廃止され、特別徴収は行わないこととなっております。)

- 原則として、中途解約はできません。
- 満期日までにやむをえず解約された場合は、期限前解約利率により利息相当額を計算し、掛金残高相当額とともにお支払いします。
- 払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または約定年利回り(1年を365日とする日割計算)の割合による遅延利息をいただきます。
- 事業を営まない個人の方のものは、「総合口座」の担保とすることができます。
- 店頭に説明書をご用意しております。
- この預金は、預金保険機構の保護対象商品です(元金1,000万円までとそのお利息)。